大橋川周辺まちづくり基本方針(委員会案)

提案書

大橋川周辺まちづくり検討委員会

大橋川周辺まちづくり基本方針(委員会案)の提案について

松江市は、美しい景観や伝統的な歴史・文化を備える国際文化観光都市で、大橋川、宍道湖、中海などの豊かな水辺空間を有しています。 松江市は、水の都でありながら、大橋川の水はけが悪く、河岸が低いことから、これまで幾度となく水害に見舞われ、大きな被害を受けてきました。昭和47年7月および平成18年7月の大水害の教訓を生かし、水害に強い、安全で安心なまちづくりを進める必要があります。

城下町松江の市街地の中央を流れる大橋川は、船通山に源を発し、宍道湖と中海を経て、境水道から日本海に至る斐伊川水系の一部です。 斐伊川水系の河川整備は、松江のまちづくりと不可分な関係にあります。2度の水害は、大橋川からの越水、排水溝からの逆流、市街地の 内水によって発生しました。大橋川周辺の治水は、これらに対する総合的な対策であり、逐次可能なことから着手する必要があります。

大橋川周辺のまちづくりは、景観、水辺の利活用、環境、治水など多様な視点から検討することが求められています。大橋川の改修については、国土交通省が平成16年12月に計画の骨格となる「大橋川改修の具体的内容」を公表しています。

このような状況のもとで、学識経験者や関係団体の代表者による「大橋川周辺まちづくり検討委員会」(以下、検討委員会)が設置されました。検討委員会では、平成17年11月から平成18年11月にかけて、「大橋川周辺まちづくり基本方針」づくりに向けて議論を積み重ねてきました。

検討委員会では、行政・河川管理者から案を示すという従来の方法ではなく、行政・河川管理者の意見も参考にしながら、検討委員会が基本方針の内容について議論し、行政・河川管理者に、基本方針は「このようなものであるべきだ」という形で提案するという手続きをとっています。ここに示す案は、そのような過程を経てまとめられた委員会案です。

検討委員会では、委員会案の原案を公表したのち、検討委員会主催の市民意見交換会(平成18年9月10日)を開催し、一般市民からの意見を反映させた「大橋川周辺まちづくり基本方針(委員会案)」をまとめました。検討委員会は、これを「大橋川周辺まちづくり基本方針(委員会案)説明資料」とともに行政・河川管理者に提出いたします。行政・河川管理者においては、本基本方針(委員会案)の内容と趣旨を十分に検討した上で基本方針を決定するよう提案いたします。

平成18年11月21日

大橋川周辺まちづくり検討委員会 委員長 島田 雅治

大橋川周辺まちづくり基本方針 (委員会案)

大橋川周辺まちづくり基本方針

「大橋川周辺まちづくり基本方針」について

「大橋川周辺まちづくり基本方針」(以下、「基本方針」)は、斐伊川水系全体の治水の歴史を踏まえ、松江を美しい景観や 伝統的な歴史・文化を備えたまちとするために、大橋川改修を含むまちづくりの基本方針として策定するものです。

「基本方針」は、これに基づいて策定される「大橋川周辺まちづくり基本計画」(以下、「基本計画」)の基礎となります。

「基本方針」と「基本計画」に基づき、「まちづくりと一体となった大橋川改修計画」と「大橋川改修と一体となった背後地整備計画」が策定されます。

さらに、「基本方針」に沿って、大橋川周辺河川軸の「景観計画」が策定されます。

また、「基本方針」および「基本計画」の内容は、「斐伊川水系河川整備計画」並びに「市街地整備計画」に反映されます。

大橋川周辺の現状

斐伊川水系の宍道湖と中海を結ぶ大橋川を中心に発展してきた松江のまちづくりは、斐伊川水系の治水と深く関わっています。 斐伊川水系の治水対策では、上流の尾原・志津見の2つのダム建設、斐伊川放水路の建設が進むなか、大橋川の改修が課題となっていました。大橋川の改修は、大橋川から市内への越水対策のためであり、市内の河川や堀川等の内水対策と一体のものとして進められます。しかし、改修は、松江大橋周辺の上流部、中の島と中州の位置する中流部、朝酌川との合流部から中海に至る下流部で、それぞれの地域の景観・環境などに大きく影響する可能性があります。そこで、どうすれば、景観・環境の維持・向上と水害に強く安全で安心なまちづくりとを共に実現することができるかということが課題になっています。

まちづくりの基本的な考え方



大橋川周辺のまちづくりのための地域区分

大橋川周辺を上流部、中流部、下流部に区分し、それぞれの特性に応じた整備を行うと同時に、全体の統一と調和を図ります。その際、大橋川だけでなく、大橋川から望むことのできる景観全体に最大限の配慮を払いつつ景観形成を行います。この場合、「景観形成」には、景観の保存、保全、創出、再生を含みます。

上流部は、人びとが現在より一層、水に親しめるような水辺を創出するまちづくりを「親水の景づくり」とします。中流部は、水郷としての河川・水路・農地・湿地 (湿性地)が織りなす環境と水景観を大切にし、人とさまざまな生物がゆったりと享受できるような空間の整備を「遊水の景づくり」とします。下流部は、地域に伝えられる水に関わるさまざまな歴史・文化と自然環境の価値を認識し、後世に伝えてゆく整備を行い、「敬水の景づくり」とします。

3 つの地域のそれぞれについて、景観と環境の保全・向上のための諸条件を明らかにします。また、その諸条件を踏まえたまちづくりと、それと一体になった河岸の 整備をめざします。

上流部、中流部、下流部の3つの地域のそれぞれについて、地域に積み重なった歴史的な遺産を未来に受け継ぎます。保存あるいは保全すべきものについては、その 考え方を明確に示し、それぞれの特徴に応じた適切な方法を用います。

親水の景づくり

松江の魅力である水辺空間との一体性・近接性を活かしながら、洪水のリスクを軽減するよう、創意工夫します。

宍道湖・大橋川・松江大橋のもっている静か な佇まいを大切にします。

また、人びとが集い、行き交う、新しい活気 のあるまちを創出します。

大橋川周辺のまちづくりによって、風情のあるまちとにぎわいのまちの調和を実現します。

遊水の景づくり

河川・水路・農地・湿地(湿性地)が織りなす環境を保全し、また、環境学習の場としてなど、その活用を図ります。活用法については、さまざまな意見を踏まえて、最善の方法を検討します。

なお、河岸は、治水上有効な遊水機能の保全に も配慮し、景観と自然環境を損なうことのないよ うにします。

敬水の景づくり

古代から続く歴史・文化の体験の場として 位置づけ、その価値を認識して、この地域に ふさわしい景観や川沿いの自然環境を保全・ 創出します。

整備の影響を受ける地域社会の維持・活性化に最大限の努力を払います。

上流部の基本方針

親水の景づくり

城下町の歴史や文化を感じさせる佇まい とにぎわいに配慮したまちづくりを行い ます。

松江大橋や柳並木の落ち着いた風情を損なうことのないまちづくりを行います。

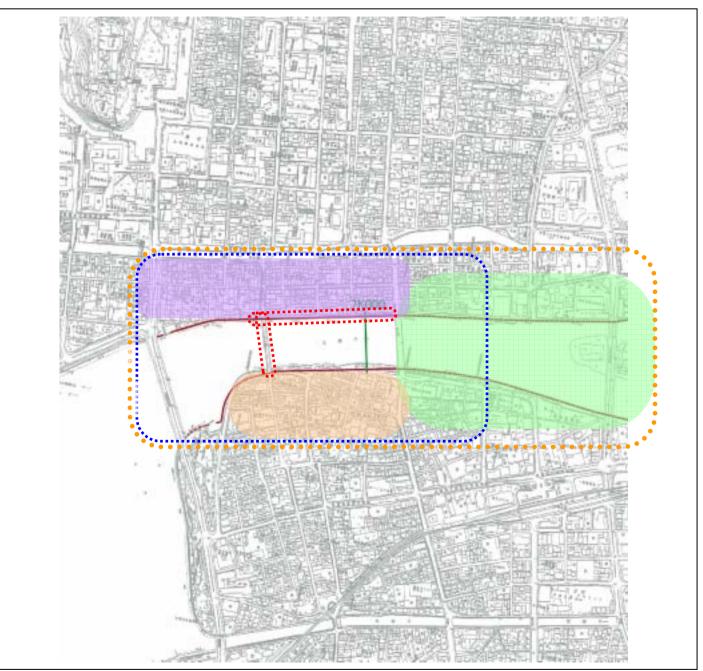
城下町の歴史や文化を感じさせる佇まい と都市的なにぎわいとの調和を実現する 新しいまちづくりを行います。

生活の佇まい、都市的なにぎわいと憩い、 中流部の水郷風景のうるおいを大切にす るとともに、それらの間のコントラスト に配慮したまちづくりを行います。

水と人、川とまちの近さを活かしたまち づくりを行います。

国際文化観光都市松江に相応しい優れた 視点場の保全と創出を行います。

それぞれの地域の間の調和とつながりに 配慮します。



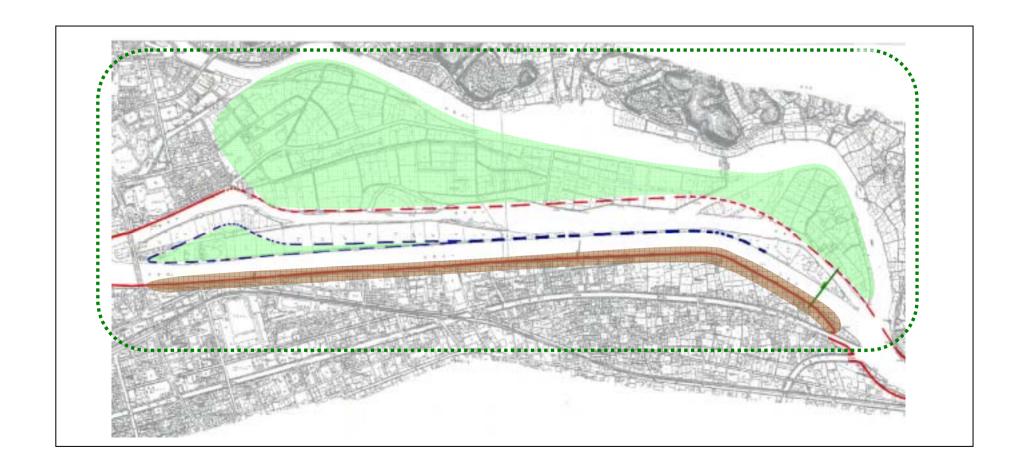
中流部の基本方針

遊水の景づくり

河川・水路・農地・湿地(湿性地)など、自然豊かな水郷を活かした地域づくりを行います。

人々の生活と川とのかかわり(シジミ採り、魚釣り、散策等)に配慮した河岸づくりを行います。

嵩山、和久羅山などを望む、のびやかで広がりのある景観を保全します。



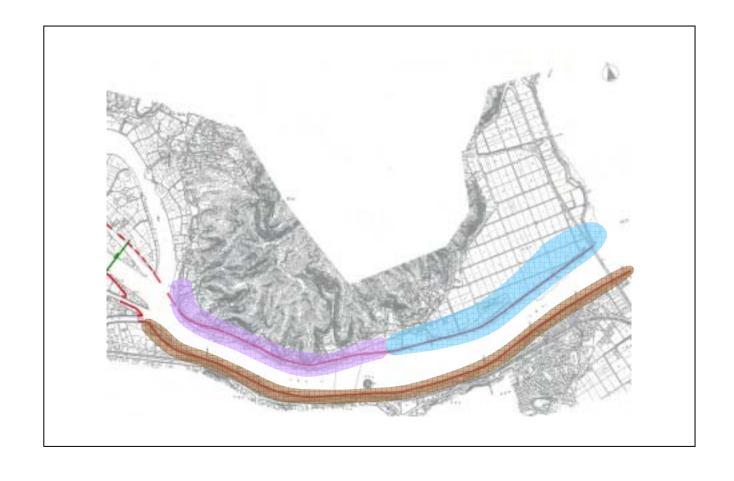
下流部の基本方針

敬水の景づくり

古代より受け継がれてきた地域の歴史・文化を学び、敬い、後世へ伝えていけるような河岸と背後地の整備と景観形成を行います。

人々の生活と川とのかかわり(矢田の渡し、魚釣り、散策等)に配慮した河岸づくりを行います。

河川・湖・農地・湿地(湿性地)などが織りなす豊かな自然を活かした河岸地域とします。



今後の進め方

大橋川周辺のまちづくりは、大橋川を中心とし、市内の河川や水路を含む多様な水辺の整備および関連地域の整備とともに進められる、全国に比類のないものとなります。そこで、前例にとらわれず、創意工夫を行い、後世に誇れるような事業をめざします。

とくに、これまで対立的であった「治水」と「景観・水辺の利活用・環境」の関係をより創造的なものに転換します。この 点では、「大橋川改修に関する環境検討委員会」の検討を踏まえつつ、調整を図りながら、事業を進めます。

長い時間を要するまちづくり事業では、事業の継続性が重要です。計画段階から、設計、コスト・スケジュールの管理、施工と品質管理、評価、維持管理に至るまで、松江市民および斐伊川水系流域に暮らす人びと、その他、松江のまちづくりに関心をもつすべての人びとが適切かつ十分な情報を手にいれることができ、また、意見を述べることができるようなしくみを整備し、活用します。

計画の初期の段階から合意形成のプロセスを取り入れます。合意形成のプロセスのさまざまな段階で情報を公開し、できるだけ多くの人びとの参加のもとで、まちづくりの目標づくり、具体的な設計、コスト・スケジュールの管理、施工と品質管理、評価、維持管理等について、関係者による合意形成を図ります。

事業の直接的な影響を受ける人びとに対しては、十分に配慮します。

まちづくりに関わる市民と行政・河川管理者は、季節や時間の移ろいを感じることができる城下町の情緒と彩りの豊かさを 大切にします。また、このことを市民共通の認識の基礎として、景観の向上を実現するまちづくり事業を進めることをわたし たちの責務として自覚します。

市民と行政・河川管理者は、相互のパートナーシップを高め、この地域で培われた繊細な感覚・感性をまちづくりに活かします。また、まちづくりの過程で、さらにその感覚・感性を磨き、深める努力をします。まちづくりの過程で植えた松や柳などの苗木が大きく育ち、このまちに「すがすがしさとうるおい」をもたらす風景を目標に、まちづくりの時間を楽しみます。